

ご旅行条件書（オンライン予約・海外航空券・海外ホテル・その他海外手配）

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

観光庁長官登録旅行業第55号

名鉄観光 サービス
株式会社

1. 手配旅行契約

- (1) この旅行は名鉄観光サービス株式会社（愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目14番19号 観光庁長官登録第55号、以下「当社」といいます。）が手配する旅行であり、この旅行に参加するお客様は当社と手配旅行契約（以下、「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 手配旅行契約とは、当社がお客様の依頼により、お客様のために代理・媒介・取次をすることにより、お客様が運送、宿泊機関等の提供する運送・宿泊・その他旅行に関するサービス（以下、「旅行サービス」といいます。）の提供を受ける事ができるように、手配すること引き受ける契約をいいます。
- (3) 当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用（以下、旅行費用といいますが、所定の旅行業務取扱料金（以下、取扱料金）を申し受けます。）
- (4) 旅行契約の条件は本旅行条件書、及び当社旅行業務取次手配旅行契約の部（以下、当社約款といいますが）によります。
- (5) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適当の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合でも当社がその義務を果たしたときは、当社は、当社所定の取扱料金を申し受けます。

※取扱料金については別紙「旅行業務取扱料金表（オンライン予約）」にてご確認ください。

2. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1) お客様は、手配旅行の内容、旅行開始日その他の事項を当社のインターネット上の旅行サイトのページ上で、所定の画面に入力し、取引条件説明書面に同意の上、お申込み（以下、「オンライン予約」といいます。）いただきます。
- (2) 当社は、お客様のお申込み（オンライン予約）に対する承諾をe-mail等の電子承諾通知の方法により通知します。
- (3) お客様との旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、当社所定の申込金を受理したときに成立するものとします。

3. お申し込み条件

- (1) お申込み時点で満20歳未満の方は保護者の同意書が必要です。
- (2) 未成年者のご旅行については利用予定の旅行サービスを提供する運送・宿泊機関及び滞在国の入国条件等予めご確認ください。滞在都市の条件、ホテル情報、運送機関の規約などによりご利用を制限されるもしくは追加代金が発生する場合があります。
- (3) 高齢の方、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方はその旨旅行の申込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲で応じます。当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客のご負担となります。また医師の健康診断書を提出していただく場合や、運送、宿泊機関等の判断によりお申込みをお断りさせていただく場合もあります。
- (4) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (5) その他当社は業務上の都合によりお申込みをお断りする場合があります。

4. 契約書面のお渡し

- (1) 当社は、旅行契約の成立後速やかに、契約書面をお客様にお渡しします。
- (2) 運送サービスまたは宿泊サービス、その他の旅行サービスの手配を目的とする旅行契約であって、旅行代金と引き換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面（乗車船券、宿泊券等のクーポン券類）をお渡しするものについては、契約書面を交付しない場合があります。この場合、旅行契約は当社が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。
- (3) 契約書面を交付した場合において、当社が旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面に記載するところになります。

5. 旅行代金・空港諸税・燃油サーチャージ等のお支払い

- (1) 旅行代金は、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料、その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金をいいます。
- (2) 旅行代金は当社所定の期日までに支払ういただきます。旅行代金の支払期日は航空券の種類によって異なります。また、ピーク時期や混雑状況など航空会社の予約事情により急遽発券依頼が入ることもあり、その場合には支払期日が早まります。
- (3) 航空券発券時に徴収となります。空港諸税、航空保険料、燃油サーチャージ等は運賃本体には含まれておりません。旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。尚、徴収額に利用したく航空券運賃の大半、子供種別により異なります。
- (4) 日本円換算額は、旅行契約の成立時点で確定します。それ以降の為替相場の変動による追加徴収・返金は致しません。
- (5) 本項(2)の規定にかかわらず、空港諸税、燃油サーチャージ等の新設や増額、減額の場合には当該諸税・燃油サーチャージにて再度空港諸税・燃油サーチャージ等を円換算し、本項(2)で確定した日本円換算額との差額を追加徴収・返金させていただきます。
- (6) 燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料・取消手数料を申し受けます。

6. 旅行代金の変更

- (1) 当社は、旅行開始前において運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当社は実際に旅行代金を受取った旅行代金と合致しない場合は旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。
- (3) お客様が事前にご利用航空会社の承認を得ることなく片道のみ利用された場合（帰国便を放棄された場合）は航空会社から片道普通運賃、または当該航空会社の往復の公示運賃との差額を徴収される場合があります。その際は、お客様に差額をお支払いいただきます。

7. 渡航手続

- (1) 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証の取得はおお客様の責任で行ってください。また、日本国籍以外の方は、自国の領事館・渡航先の領事館・入国管理事務所にお問い合わせください。
- (2) 当社は「旅行業務規程」渡航手続旅行契約の部」の規定に基づき、別途「渡航手続旅行契約」を締結して、所定の料金を申し受け、お客様より委託された渡航手続の全部または一部を代行することがあります。
- (3) 当社は当社の責に帰すべき事由により査証・査証の取得ができず又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、その責任を負うものではありません。

8. 契約内容の変更

- (1) 契約締結後（お支払い後）の旅行契約内容の変更及び旅行者の交替、氏名の訂正はお受けできません。お客様の任意による契約解除となります。この場合、サービス提供機関に対して支払うべき取消料などはおお客様の負担となります。

9. 旅行契約の解除

- (1) お客様は次の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。オンライン予約では、当社インターネット上の旅行サイトのページ上での取消は承っております。契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けします。
- (ア) お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスに關する取消料、違約料の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用（すでに航空券を発券している場合の払戻手数料を含みます。）

- (イ) 当社所定の取消手数料金
- (ロ) 当社が得るはずであった取扱料金
- (ニ) 取消料に基づいての規定および取消料・取消手数料については、お申込みの旅行サービス（航空券の種類・宿泊ホテル）により異なります。ご予約確認書にてご確認ください。
- (2) 当社の責に帰すべき理由により旅行サービスの手配が不可能になった時は、お客様は旅行契約を解除することができます。このときは、当社は、お客様がすでに受けた旅行サービスの対価として旅行サービス提供機関に支払う費用を差し引いて払い戻しいたします。
- (3) 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。このとき、(エ)の場合はお客様に本項(1)に定める料金をお支払いいただきます。
- (ア) お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他ご利用条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- (イ) お客様が暴力団・暴力団員・暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断したとき。
- (ロ) 現地ツアーにおいて、お申込みの人数が記載した最少催行人員に満たないとき。
- (エ) 与信などの利用により会員のお申し出のクレジットカードでお支払いができないとき。

10. 団体・グループ手配

- (1) 同し団体・グループ手配に旅行する複数の旅行者（以下、構成員といいますが）がその責任ある代表者を定めて申し込んだ旅行契約については、以下により取り扱います。
- (2) 当社は、お客様が定めた代表者（以下、契約責任者といいますが）が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなして、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
- (3) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に追いつ、または将来負うことが予想される債務または義務について何らの責任を負うものではありません。
- (3) 契約責任者は、契約締結後当社が定める日までに構成員の名簿を提出していただきます。
- (4) 契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、予め契約責任者が選定した構成員を契約責任者としみます。
- (5) 当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成員に帰属するものとします。
- (6) 旅行の運営はお客様ご自身で行っていただきますが、当社は、契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けた上で、添乗サービスを提供します。添乗員のサービス内容は、原則として予め定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗員は契約責任者の指示を受け当該業務を行います。また、添乗員の業務時間等は、原則として8時から20時までとします。

11. 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者の故障または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。（損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りします。）
- (2) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日より起算して21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度として賠償いたします。（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。）
- (3) お客様が次に示すような事由により、損害が被られた場合におきまして、当社はその損害を賠償する責任を負いません。
- (ア) 天災地変、戦乱、暴動、航空機の運送、ストライキ等により生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (イ) 運送・宿泊機関等の事故・火災により発生する損害
- (ロ) 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (エ) 官公旅の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更・旅行の中止
- (オ) 行程中の疾病（食中毒を含む）及び傷害
- (カ) 盗難
- (キ) 運送機関の遅延・不遇・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更
- (ク) お客様ご自身の故意または過失による損害
- (ケ) その他当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害
- (2) 運送・宿泊機関の過剰予約（オーバーブッキング）により予約を取り消された、または搭乗並びに宿泊を拒否された場合
- (イ) 旅券（パスポート）の残存有効期間の不足及び査証（ビザ）の不備
- (ロ) 日本及び各国の出入国管理法により、搭乗・出入国ができない場合
- (ウ) お客様が当社から電子メールにて配信した契約内容に関する重要なお知らせを開封しなかった場合、かつ取消手数料が発生した場合

12. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様が損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) 旅行の実施はお客様ご自身で行っていただきます。お客様の責により旅行サービスの提供が受けられなかった場合、当社は当該サービスの補償はおこないません。

13. 通信契約による旅行条件

- (1) 当社は、当社が提供するクレジット・カード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会社（以下「会員」といいます）より、所定の伝票への「会員の署名をなくして旅行代金の支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に、「オンライン予約」による旅行のお申込みを受けられる場合があります。
- (2) 当社は、旅行代金の全額を決済するものとします。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がないときや、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。（受託旅行会社により当該取扱いができない場合があります。また取扱い可能なクレジットカードの種類も受託旅行会社により異なります。所定の伝票に会員の署名をいただくクレジット・カードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。）
- (2) 通信契約により旅行契約を締結するなどの旅行条件は、通常の手配旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご案内します。
- (ア) 当社と通信契約を締結されるお客様は、お申込みの際、お客様の有するクレジット・カードの「会員番号」「有効期限」、予約システムによりお申込みをされる旅行サービスの「内容」「日程」その他当社所定の事項を通知していただきます。
- (イ) 通信契約は、第2項(3)の規定にかかわらず、お客様の申込みを承諾するe-mail等の電子承諾通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- (ウ) 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出のあった日となります。
- (エ) 与信等の理由により会員の申し出のクレジット・カードでのお支払いができない場合は、当社は通信契約を解除し、第9項(1)に掲げる取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日まで現金に限り旅行代金のお支払いをいただく場合はこの限りではありません。
- (オ) 通信契約を締結しようとする場合であって、会員の有するクレジット・カードが無効等により旅行代金等が提携会社のカード・会員規約に従って決済できないときは、旅行契約を拒否させていただきます。

- (カ) 通信契約を締結する場合、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等または業務上の理由でお受けできない場合もあります。

14. お客様が発症までに実施する事項

- (1) 旅行に要する旅券及び残存有効期限、査証、再入国許可及び各種証明書の取得および出入国手続書類の作成等はお客様ご自身の責任でおこなっていただきます。
- (2) 渡航先の衛生状況については厚生労働省「感染症情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。
- (3) 渡航先（国または地域）によっては外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がありますので、外務省「海外安全ホームページ」<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>にてご確認ください。

15. 海外旅行保険の加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをおすすめします。海外旅行保険については、お申込みの販売員にお問い合わせください。

16. 個人情報等の取り扱い

- (1) 当社は旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡の為や運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領の為の手続きに利用させていただきますが、必要な範囲内で当該機関及び手配代行者に提供いたします。
- (2) 当社が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
- (3) 旅行先でのお客様の購買物の便宜の為、お客様の個人データを免税品店等の事業者へ提供することがあります。この場合、お名前、搭乗航空便名、パスポート番号等に係る個人データを電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者の個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込みの際にお申し出ください。
- (4) お客様からご提供いただいた個人情報をお断りするサービスに必要不可欠な情報である場合、お申込み・依頼をお断りする場合があります。
- (5) 上記の他、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページ (<http://www.mwt.co.jp/>) でご確認ください。

17. その他

- (1) 当社では、お客様のご都合による取消の場合、及び返金が生じた場合、返金に伴う取消手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。また金融機関のお客様の口座への振り込みとさせていただきます。
- (2) 航空券をお渡した後、予告なくご利用便の出発時間、便名の変更や遅延、欠航・遅延等が発生する場合があります。ご出発前にご利用航空会社にお客様ご自身にてご確認ください。また、お客様にお願いいたします。
- (3) 航空会社のマイレージサービスやホテルチェーンなどが発行するメンバーズカード等のポイント付与や特典が利用いただける場合がありますが、同サービスに關するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身にて当該航空会社・ホテルへ行っていただきます。ポイント付与や特典等に関し、当社は一切の責任を負いません。
- (4) 航空会社等の無料受託手荷物については、無料で預けられる手荷物の量に制限がございます。制限を超える、超過手荷物代金が必要となります。方面及び航空会社等により異なりますので、航空会社等にてご確認ください。
- (5) お申込みのお名前がパスポートのスペル通りにお願いいたします。ご搭乗は氏名のスペルの訂正、大文字、小文字の欄別、性別の訂正、旅行者の交替は変更できない取消扱いとなり、取消料・取消手数料の対象となりますのでご注意ください。
- (6) 搭乗手続きに際して、航空機への搭乗手続きは余裕をもって行ってください。また、予告なしに出発時刻が変更される場合がありますので、ご利用航空会社へ搭乗・搭乗手続き時刻等をご確認ください。
- (7) お客様が個人的な案件・買物等をサービス提供機関職員、その他スタッフ等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、旅行手配に要した諸費用が生じたときに、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (8) 現地ツアーでは土産物店にご案内することがありますが、お買物に關しまして、お客様の責任で購入していただきます。当社は商品の交換や返金等の手厚にはいたしかねます。免税払戻しがある場合は、ご購入の際は必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは土産物店・空港等でご確認の上、お客様ご自身でおこなってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。
- (9) 当社ではお客様から忘れ物検索の依頼を受ける際に、捜索にかかる通信費・回収日などの諸経費を手数料として一律10,000円（消費税別）を請求させていただきます。また、手数料はお客様の物の有無に関わらず請求させていただきますので予めご了承ください。尚、紛失物や日本へ送る際並びに日本からお客様宅へ送る際にかかる送料、梱包代金・保険料・関税は別途お客様のご負担とさせていただきますので予めご了承ください。
- (10) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

18. 弁済業務保証金制度及びボンド保証制度

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証社員になっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、その後の経過から当該契約に關し当社に対して債権を取得した場合で当社がその支払いを受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。また、当社は、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証会員にもなっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、上記のような事柄が生じた場合であって、上記の一定弁済額を超えたことを理由に弁済を受けられなかった場合、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

お申込みの際にお客様が自分の氏名を誤って記入した場合は

申込書にお客様のローマ字氏名を記入する際は、今回の旅行に使用する旅券に記載されているとおりにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行発行、関係する機関への氏名訂正などが必要となります。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には所定の取消料をいただきます。

燃油サーチャージのご案内

「燃油サーチャージ」は昨今の世界的な航空燃料価格高騰に伴い、国土交通省が航空会社に対して認可した追加運賃です。旅行代金とは別に、お申込みの販売店にてご確認ください。また、航空会社により増額される場合、当社は差額を申し受けます。減額した場合は差額を払い戻します。なお、お客様が燃油サーチャージの増額を理由として旅行契約を解除する場合、当社は規定の取消料を申し受けます。

行業務取扱料金表くオンライン予約(海外航空券・海外ホテル・その他海外手配

当社では、お客様のご旅行の取扱に際しまして、旅行業法の定めにより、旅行業務取扱料金として次の料金(消費税込み)を申し受けます。尚、お客様のご都合による取消の場合、取扱料金・手数料はご返金致しかねますので、予めご了承ください。

海外旅行相談契約

区分	内容	料金
相談料金	(1)旅行計画作成のための相談	30分毎に 3,240円
	(2)旅行日程表の作成	1件につき、3,240円
	(3)旅行に必要な費用の見積	1件につき、3,240円
	(4)旅行地及び運送・宿泊機関その他旅行に関する情報提供	1件につき、1,080円
	(5)お客様の依頼による出張相談	上記(1)～(4)の5,400円増 交通実費は別途申し受けます。

上記料金には消費税が含まれております。

海外手配旅行契約

(1)航空手配又は地上手配のみの場合

区分		内容		料金	
航空	手配料金	1.日本発国際航空券		1,2ともに予約のみ、発券のみの場合も同額の料金を申し受けます。	お一人様1旅程につき 旅行費用総額の20%以内 (下限 2,160円)
		2.海外発着航空券のみ			お一人様1旅程につき 旅行費用総額の20%以内 (下限 5,400円)
	変更・取消 手続料金	1.日本発国際 航空券	①正規運賃航空券・正規割 引運賃航空券	※1～3とも航空会社の定める規則がある場 合はその発券・変更・取消料金が適用されま す。※1～3とも航空会社等に支払う取消料 等は、別途申し受けます。	お一人様1旅程につき5,400円
			②上記以外の航空券		契約の際に明示した金額
		2.海外発着航空券のみ			お一人様1旅程につき5,400円
3.航空券の切替・再発行・未使用券の精算 手続		お一人様1旅程につき5,400円			

区分		内容		料金
ホテル、送迎、ガイド、レストラン、レンタカー、現地旅行、現地入場券	手配料金	予約		1手配につき1,080円
	変更・取消手続料金	予約内容の変更または予約の取消	ホテル等に支払う取消料等は別途申し受けます	1手配につき2,160円
		パウチャー類の切替・再発行、未使用券の精算手続		パウチャー類1枚につき2,160円

区分		内容		料金
鉄道、バス、船舶	手配料金	予約		1手配につき1,080円
	変更・取消 手続料金	予約内容の変更または予約の取消	運送機関等に支払う取消料等は別途申し受 けます。	1手配につき3,240円
		バス・乗車券類の切替・再発行、未使用券の 精算・手続き		バス・乗車券類1枚につき 3,240円

区分	内容	料金
通信連絡費	お客様の依頼により現地等に通信連絡を行う場合	1件につき3,240円

(2)運送機関・宿泊機関等の手配が複合した場合

区分	内容	料金
手配料金		旅行費用総額の20%以内
変更手続料金	旅行契約成立以降の変更より申し受けます。 運送・宿泊機関、外国旅行会社等の取消料は別途申し受けます。	契約の際に明示した料金
取消手続料金	運送・宿泊機関、外国旅行会社等の取消料は別途申し受けます。	契約の際に明示した料金
添乗サービス料金	宿泊交通費等の必要経費を除く	添乗員1名1日につき54,000円

渡航手続代行契約

区分	内容(適用条件、その他)	料金
旅券	旅券申請書類を作成するとき	旅券印紙代、証紙、交通実費、送料実費は別途申し受けます。 再発給・増補等の申請の場合も含みます。
	旅券の代理申請または法令許容の範囲内での代理受領	同行または代理申請・受理をする場合の社員の交通費および郵送実費は別途申し受けます。
	旅券の申請または受領のための都道府県庁関係機関への同行案内	
	緊急渡航手続または特殊な渡航手続	
出入国記録書等	出入国記録書等の作成代行	目的国の書類が入手できない場合の書類作成はお引き受けできません。
	出入国記録書等の追加作成をした場合	
査 証	1. 観光査証申請書類の作成又は書類作成と取得代行	社員が同行する場合または領事館が遠隔地のための交通実費・取得に関わる送料等の実費は別途申し受けます。
	2. 業務・商用査証申請書類作成又は書類作成と取得代行	当該国に支払う査証料等実費は別途申し受けます。
	3. 移民、留学、長期滞在等、特別な目的のための査証申請書類作成又は書類作成と取得代行	書類作成のための翻訳料は別途申し受けます。
	4. 1.の手続を査証取得代理業者に委託するとき	
	5. 緊急渡航手続又は特殊な手続を必要とする国の査証手続	
	6. 査証免除となる場合の関係書類の作成	査証免除となる場合の関係書類
	7. 米国電子と高システム(ESTA)の登録と確認証の発行、登録内容の確認と修正	
	8. オーストラリアETASの登録と確認証の発行	
	9. オーストラリアETASの登録確認	
	10. オーストラリアETASの確認証の再発行	
	11. 再入国許可申請手続代行	
	12. 英文日程表、予約確認書の作成	
	13. 査証申請書および11.以外の査証申請必要書類(会社推薦状、海外出張命令書、英文経歴書、英文保証状など)の作成代行	書類の記載内容および認証の押印等についての責任はお客様に帰属します。
	14. 招聘状の取得代行	
	15. 外務省、各国大使館、領事館等官公庁での公印証明の代理申請・受領	当該機関等に支払う認証料実費および、交通・送料実費は別途申し受けます。
	16. 身元保証書、Affidavit、Letter Of Certificate	
	17. 公証役場での公証の代理申請・受領	
	18. 旅行契約を伴わない1.～7.の手続	
各種証明書	公正証書の取得代行	関係機関等に支払う実費は別途申し受け交通実費は別途申し受けます。
	健康証明書、警察証明書等の取得同行案内	
検疫	検疫所、保健所、診療所などへの同行案内または予防接種証明書の検印の取得代行	交通実費は別途申し受けます。

- 1) 各該当料金(消費税込み)は、合算し申し受けます。
- 2) 上記料金は旅行を中止する場合でも払い戻しいたしません。
- 3) お客様の事情で査証が取得できない場合であっても上記料金を申し受けます。
- 4) 電話料、通信料、送料等の通信実費は別途申し受けます。